

坂井市防災訓練を実施します

災害に備え、坂井市では防災訓練（一時避難及び安否確認訓練）を実施します。いざというときに避難行動がスムーズに行えるよう一人でも多くの方がこの訓練にご参加くださいますようご案内いたします。

各地の大震災を教訓として、命を守り生きるための避難行動を確認しましょう。災害時には、一時避難場所での住民の点呼をとることで、家屋内での負傷者の把握などを行い、迅速な救援活動を行うことができます。

1. 実施日時

令和6年9月29日(日)8:00～

2. 実施内容

8:00にマグニチュード7.6の地震が発生し震度7を観測されたとの想定で、一時避難場所への避難及び安否確認訓練を実施します。

防災行政無線及び防災アプリ・防災行政メールにより緊急地震速報（サイレン）等が放送されます。早朝からの訓練ですが、ご協力をお願いします。



当日の訓練内容

①自宅での訓練

- ・緊急地震速報を合図に、シェイクアウト訓練
- ・家族の安全確認
- ・火の始末、ブレーカーの確認
- ・非常持ち出し品の持ち出し等

②各行政区での一時避難訓練

- ・隣近所の安全を確認
- ・各行政区の一時避難場所（裏面参照）に避難し、安否確認
- ・安否確認内容を現地災害対策本部（各支所）に報告

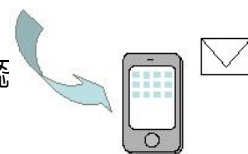
③家族防災会議

- ・防災について、各家庭で話し合う

※防災行政情報とは

防犯、防災、感染症情報などをアプリのプッシュ通知やEメールで直接お知らせします。ぜひご登録をお願いします。

登録方法は裏面をご覧ください。



※シェイクアウト訓練とは・・・①姿勢を低くし ②頭を守り ③動かない

緊急地震速報を合図に、各自、居所で身の安全を守る3つの行動をとる訓練です。

※訓練を中止するとき

当日又は前日に災害が発生した場合、あるいは発生のおそれがある場合や気象警報が発表された場合は訓練を「中止」します。

訓練を中止する場合は、当日午前7時5分に防災行政無線、防災アプリ・防災行政メールによりお知らせします。

主催：坂井市 【問合せ先】坂井市危機管理対策課 TEL：50-3525

※裏面も必ずお読みください。

一時避難場所をご確認下さい

※一時避難場所とは…

各行政区などで定められた、災害時に一時的に近隣住民が避難する場所。

特に地震の際には、一時避難場所で住民の点呼をとることで、家屋内に取り残されている人の把握などを行い、迅速な救援活動を行うことができます。

＜お住まいの行政区の一時避難場所＞ ※一時避難場所についてのお問い合わせは区長まで

地 区	行 政 区
一時避難場所 ①	
一時避難場所 ②	
一時避難場所 ③	
一時避難場所 ④	
一時避難場所 ⑤	
一時避難場所 ⑥	
一時避難場所 ⑦	

もし地震がおきたら、いざというとき家族がばらばらだったら、どうやって連絡を取りますか？
この機会に家族や職場で、避難場所・避難方法・連絡方法を確認しておきましょう。

 坂井市防災行政情報



坂井市では、「防災アプリ」等を「命を守る、防災情報を伝えるツール」として活用し、緊急情報を市民の皆さまに直接お知らせしています。ご家族とご自身の命を守るために、登録してください。

(1) 防災アプリの登録方法

・お持ちのスマートフォン等にて、QRコードからアクセスし、アプリをダウンロードしてください。

(iPhone・iPad等の方)



(Android 端末の方)



(2) 防災行政メールの登録方法

- ・登録希望者の方がお持ちの携帯電話にて、QRコード等から登録画面にアクセスして登録をします。
- ・登録ご希望の方は、右のQRコードより空メールを送信してください。

※指定受信登録をお願いします。① @otokunet.jp ② anzen@city.fukui-sakai.lg.jp

スマホ用URL

<https://www.otokunet.jp/cgihp/bouspregist.php?SID=355>

携帯電話用URL

<http://www.otokunet.jp/cgi/ctinfo.php?ac=1&SID=355>

